



平成27年3月25日

## 箱島湧水発電事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、箱島湧水発電事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第54条第1項に規定する対象事業者と支援内容について、法第46条第1項に基づき民間資金等活用事業支援委員会において以下の通り決定しました。

### 1. 本事業の概要について

本事業は、群馬県吾妻郡東吾妻町の箱島湧水を源とする鳴沢川において水力発電施設を整備し、維持管理および運営を行う事業です。

本事業を実施することで、地球温暖化防止対策への貢献、再生可能エネルギーの推進、災害時の非常用電源の確保、事業収入による地域活性化への貢献等が見込まれます。

### 2. 対象事業者について

対象事業者名：箱島湧水発電PFI株式会社

※ 対象事業者は、株式会社ヤマト（本社所在地：群馬県前橋市）の出資により設立された特別目的会社です。

### 3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

融資の金額等については、今後対象事業者との契約が締結された後、機構ホームページ（<http://www.pfipcj.co.jp/index.html>）での公表を予定しています。

### 4. 本公表資料に関するお問い合わせ先

投融资第一部 宮本 03-6256-0089

芦田 03-6256-0090